

# 電子チケットサービス提供業務調達に係る 企画提案募集要領

令和7年10月

石川県

総務部デジタル推進監室

県庁デジタル推進課

## 1. 企画提案を求める背景と目的

本県では、令和 3 年度に観光施設を対象に電子チケットサービスを導入し、オンラインによる事前予約および決済が可能となっている。

現在、外国人をはじめ来場者数が増加しており、施設の混雑緩和や施設担当者の業務負担の軽減のため、電子チケットサービスの一層の活用が求められている。また、今後、県が政策立案するにあたり、入場者の属性を分析するなどのデータ活用も期待される。

こうした状況を踏まえ、新たな電子チケットサービスの調達を行うものである。

## 2. 調達の概要

### 2.1. 調達物件の名称

電子チケットサービス提供業務

### 2.2. 業務内容

インターネットを活用した電子チケットの購入・決済システムの導入に関する業務。なお、当該システムについては、購入者の属性情報や売り上げ等のデータ出力機能を有するものとする。

詳細は、別紙 1 「電子チケットサービス提供業務調達仕様書」による。

### 2.3. 運用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

- ※ 令和 7 年度は準備期間とし、契約については別途、県と協議することとする。
- ※ 令和 8 年度分の契約については、令和 8 年度予算の成立を前提としている。
- ※ 運用開始以降、契約期間満了日の 6 カ月前までに当事者のいずれかから書面による解除の申し出がない場合には、両者協議の上、改めて単年度契約を締結するものとする。

### 2.4. 履行場所

- ①兼六園、②金沢城公園菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓・橋爪門（以降、「金沢城公園」）、  
③石川県立美術館、 ④石川県立歴史博物館、 ⑤いしかわ生活工芸ミュージアム、  
⑥いしかわ動物園、 ⑦ふれあい昆虫館

- ※ 石川四高記念文化交流館への導入も予定しているが、現在休館中であることからプロポーザルの対象とはしない。
- ※ のとじま水族館は(一財)石川県県民ふれあい公社の施設であることから、プロポーザルの対象とはしない。

## 2.5. 予算上限額

販売手数料率は 5 % (消費税及び地方消費税等を含む) を上限とし、予算上限額は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの電子チケット販売総額見込みに対する販売手数料額である ¥5,213,500.- (消費税及び地方消費税等を含む) とする。

### 【予算上限額に係る注意点】

- ・ 予算上限額は、以下の表のとおり、今後の電子チケット利用者・利用率の伸びを想定した上で、最大値を取り扱い上限額として算出したものである。今後の状況で、上限額を大きく下回る可能性もあり、手数料金額を保証するものではない。

| 施設名                | 料金<br>(大人・税込)<br>(円) | R5 年度<br>利用者数<br>(人) | 年間の電子チケット<br>利用者数見込み<br>(人) | R8 電子チケット<br>販売総額見込み<br>(税込) (円) |
|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 兼六園                | 320                  | 2,550,000            | 200,000                     | ¥64,000,000                      |
| 金沢城公園              | 320                  | 110,000              | 6,000                       | ¥1,920,000                       |
| 県立美術館              | 370                  | 395,000              | 20,000                      | ¥7,400,000                       |
| 県立歴史博物館            | 300                  | 154,000              | 8,000                       | ¥2,400,000                       |
| いしかわ生活工芸<br>ミュージアム | 260                  | 92,000               | 5,000                       | ¥1,300,000                       |
| いしかわ動物園            | 840                  | 291,000              | 30,000                      | ¥25,200,000                      |
| ふれあい昆虫館            | 410                  | 87,000               | 5,000                       | ¥2,050,000                       |
| 合 計                |                      |                      |                             | ¥104,270,000                     |

## 2.6. 契約締結までのスケジュール

| 内 容             | 日 程                                 |
|-----------------|-------------------------------------|
| プロポーザル公示        | 令和7年 10 月 17 日 (金)                  |
| 質問受付期間          | 令和7年 10 月 17 日 (金)～10 月 24 日 (金) 正午 |
| 質問への回答          | 都度 HP へ掲載                           |
| プロポーザル参加申込書提出期限 | 令和7年 10 月 31 日 (金) 午後 5 時 (必着)      |
| 企画提案書提出期限       | 令和7年 11 月 14 日 (金) 午後 5 時 (必着)      |
| 提案に係るプレゼン       | 令和7年 11 月下旬 (予定)                    |
| 審査結果の通知         | 令和7年 11 月下旬 (予定)                    |
| 契約締結            | 令和7年 12 月上旬 (予定)                    |

### 3. 参加資格

企画提案に参加しようとする者は、以下（１）から（３）に示す要件をすべて満たすこと。

（１）次のいずれにも該当しないものであること。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 県税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
- ・ 参加申込書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、石川県から指名停止の措置を受けている者
- ・ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ・ 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者

（２）本企画提案に係るプレゼンテーションの実施日において、平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、審査会実施時に競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

（３）後述する配布資料の「システム機能要件確認表」に記載するシステム機能要件を概ね満たす者。

### 4. 企画提案募集要領等の配布

（１）配布資料等

配布資料は以下のとおり、なお、配布資料は本提案に係ること以外には使用しないこと。

- ・ 電子チケットサービス提供業務調達に係る企画提案募集要領（本資料）
- ・ 電子チケットサービス提供業務調達仕様書（別紙 1）
- ・ システム機能要件確認表（別紙 2）
- ・ クラウドサービス導入・構築時におけるチェックリスト（別紙 3）
- ・ 個人情報の取扱いに係る特記事項（別紙 4）
- ・ 石川県情報調達共通特記仕様書（別紙 5）
- ・ 質問書（様式第 1 号）
- ・ 電子チケットサービス提供業務調達に係る企画提案参加申請書（様式第 2 号）
- ・ 会社概要整理表（様式第 3 号）
- ・ 費用見積（様式第 4 号）

（２）配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202510\\_proposal.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202510_proposal.html)

## 5. 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

- ・本企画提案に関して質問のある者は、質問書（様式第1号）を以下の宛先に電子メールにより提出すること。

宛先：石川県総務部デジタル推進監室（[e120300@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e120300@pref.ishikawa.lg.jp)）

- ・電子メールの件名は「電子チケットサービス提供業務調達に係る質問 会社名（質問日）」とすること。

### (2) 受付期間

令和7年10月17日（金）～10月24日（金）正午まで

### (3) 回答方法

質問への回答は、その都度、石川県ホームページにおいて回答する。なお、回答の内容については、本募集要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202510\\_proposal.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/johosei/digital/202510_proposal.html)

## 6. 参加申込手続き

### (1) 提出書類

企画提案に参加を希望する者は、次の様式に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

- ・電子チケットサービス提供業務調達に係る企画提案参加申請書（様式第2号）
- ・会社概要整理表（様式第3号）
- ・システム機能要件確認表（別紙2）
- ・クラウドサービス導入・構築時におけるチェックリスト（別紙3）

### (2) 提出期限

令和7年10月31日（金）午後5時（必着）

### (3) 提出方法

石川県総務部デジタル推進監室（[e120300@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:e120300@pref.ishikawa.lg.jp)）に電子メールにより提出すること。

## 7. 企画提案書

企画提案は1者につき1提案とし、以下のとおり提案書を提出するものとする。

### 7.1. 企画提案書の規格

- （ア）様式は任意とし、A4サイズにすること。
- （イ）表紙には、表題「電子チケットサービス提供業務企画提案書」を記載し、提案者名を記名すること。
- （ウ）最終頁には、費用見積（様式第4号）を添付すること。
- （エ）頁数は、表紙、目次、様式第4号を含め30頁以内とする。

## 7.2. 提出方法・提出期限等

(提出部数) ※冊子と電子データ双方の提出が必要

- ・ 冊子 8 部 (うち1部はコピー原紙とするためホッチキス等で留めないこと。)
- ・ 電子データ 1 部 (Microsoft Office 又は Adobe PDF 形式)

(提出期限)

令和 7 年 11 月 14 日 (金) 午後 5 時必着。期限に遅れた場合は受け付けない。

(提出方法)

- ・ 冊子は石川県総務部デジタル推進監室に持参または郵送すること。
- ・ 電子データは石川県総務部デジタル推進監室 (e120300@pref.ishikawa.lg.jp) に電子メールにより提出すること。

## 7.3. 作成にあたっての考慮点

企画提案書の作成にあたっては、本要領「8.2 審査基準」、電子チケットサービス提供業務仕様書、システム機能要件確認表及び費用見積をふまえて、提案内容を具体的かつ簡潔に作成すること。また、企画提案を補足するため、必要なイラスト、イメージ図等を使用しても構わない。

## 8. 審査

本プロポーザルの審査にあたっては、審査基準に基づき、提出書類の内容、審査会参加者によるプレゼンテーション、事業の実施能力等を評価し、最も優れた者を受託候補者 (以下、「候補者」) として選定する。

提案者が 4 者以上の場合には、書面審査を実施する。書面審査では、提出書類を基に審査基準に従い評価・採点し、上位 3 者を審査会における審査対象者とする。

なお、提案者が 1 者のみの場合であっても、審査を実施し、選定の可否を決定する。

### 8.1. 審査会

#### (1) 日 時

11 月下旬頃 (プロポーザル参加申込者に対して個別に連絡いたします)

#### (2) 審査会形式

オンラインでのプレゼンテーション形式 (Microsoft Teams を使用)

#### (3) 出席者

1 提案者につき、出席者は 5 人 (5 アカウント) までとする。

#### (4) 所要時間

30 分 (プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)

#### (5) その他

提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない

## 8.2. 審査基準

以下の評価項目に配点を付し、提案内容に応じ得点を与え、最優秀提案を決定する。

### 【評価項目】

| No. | 分類     | 採点のポイント    |                                    |    |     |
|-----|--------|------------|------------------------------------|----|-----|
| 1   | 企業取組能力 | 業務実績       | 同規模、同業務内容の実績を有しているか                | 10 |     |
| 2   | 業務管理能力 | スケジュールの実効性 | 業務を確実に実施するための工夫があるか                | 15 |     |
|     |        | プロジェクト管理   | スケジュールや課題管理等について具体的かつ適切な提案がなされているか |    |     |
| 3   | 業務遂行能力 | システム機能要件   | システム機能要件確認表の仕様をみているか               | 65 |     |
|     |        | サポート要件     | ヘルプデスクなどのサポート要件を満たしているか            |    |     |
|     |        | 非機能要件      | セキュリティ、性能、可用性などの仕様を満たしているか         |    |     |
|     |        | 独自提案       | その他、費用内／費用外で、更なる工夫・有用な提案がなされているか   |    |     |
| 4   | 費用     | 販売手数料率     | 本業務にとって適切で納得性の高い販売手数料率であるか         | 10 |     |
|     | 合計     |            |                                    |    | 100 |

## 9. 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に速やかに各提案者に対して個別に通知する。審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

## 10. 契約の相手方の決定方法

石川県は、最優秀提案者を候補者として選定し、候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による調達契約を締結する。なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

また、当該候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が調達契約を締結するまでの間に、3.参加資格 に定める要件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、総合点が二番目に高かった者を新たな候補者とし、改めて協議を行う。

## 11. 注意事項

### 11.1. 配布資料

石川県から配布した資料は、本提案に係ること以外には使用しないこと。

### 11.2. その他

- ・本提案に要する経費は全て提案者の負担とする。
- ・本提案に参加することで知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- ・提出された書類等は、返却しない。提出された書類等の機密保持には、十分に配慮する。
- ・企画提案の参加申請後に提案を辞退する場合は、書面(様式は任意)により行うこと。
- ・企画提案に係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 12. 担当部署

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課情報システムグループ

電 話: 076-225-1320

E-Mail: e120300@pref.ishikawa.lg.jp